

平成20年第5回川崎市議会定例会

請願陳情文書表

(その1)

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
4 6	20. 11. 12	事業主株式会社成建グリーンホーム、施工者株式会社成建による、王禅寺西7丁目17棟宅地開発工事等に関する請願	麻生区在住 真福寺町内会 ほか 1,629 名	尾 作 均 伊 藤 久 史 花 輪 孝 一 勝 又 光 江 山 口 和 子 猪 股 美 恵	事業主株式会社成建グリーンホーム、施工者株式会社成建が計画している麻生区王禅寺西7丁目17棟宅地開発工事（以下「本件開発工事」）の南側隣接地では別の開発工事が進行しており、本件開発工事が並行して行われると、大型車両の通行量や騒音、振動、粉じんの被害も倍増し、近隣住民の生活が著しく脅かされることとなります。 また、西側隣接地は霊園開発を主な業とする会社が所有権を取得、登記し、本件開発工事予定地と接続する取り付け道路が計画されています。住宅地の真ん中に霊園、とりわけペット霊園のようなものができることは、異臭や景観破壊など住民の生活環境を破壊することになり強く反対せざるを得ません。 1 南側隣接地で現在行われている開発工事が完了するまで、本件開発工事の申請を承認しないことを求めます。 2 本件開発工事予定区域内の西側に取り付けられる道路の計画について、計画変更を事業主及び施工者に指導することを求めます。 3 ペット霊園に関する条例の速やかな制定を求めます。	まちづくり委員会

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
47	20. 11. 25	高津区二子4丁目計画 (マンション新築工 事) による被害軽減に 関する請願	高津区在住 高津区二子4丁目の 住環境を守る会 ほか 1,560 名	大 島 明 粕 谷 葉 子 岡 村 テル子 石 田 和 子 山 口 和 子 猪 股 美 恵	高津区二子4丁目612番ほか2,469㎡の場所 に、伊藤忠都市開発㈱など3社が計画中のマン ション新築工事は、隣接地域住民の生活環境を 無視した事業者本位の計画のため、生じる被害 が受忍限度を超えるものとなっています。私た ちは再三にわたり、計画変更をお願いしてまい りましたが、聞き入れてもらえませんでした。 つきましては、建築業者に対し、計画の影響と 被害の軽減策について、近隣住民と十分に誠意 を持って話し合い、住民の納得を得た上で慎重 に事業を進めるよう、ご指導いただくことをお 願いいたします。 1 深刻な日照被害・極度な圧迫感を改善する ため、建物の低層化に向けた設計変更をする こと。 2 離隔距離改善のため、建物を境界から5m 以上後退させ、低層階にはバルコニーを設け ないこと。 3 機械式駐車場から、地下の駐車施設に変更 すること。 4 近隣住民と誠意を持って話し合い、住民の 同意を得ないまま工事を強行しないこと。	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
48	20. 11. 27	等々力陸上競技場の全面改修及びその周囲の施設・環境の速やかな改善に関する請願	中原区在住 川崎市サッカー協会内 「等々力陸上競技場の全面改修を推進する会」事務所 「等々力陸上競技場の全面改修を推進する会」 ほか 92,565 名	嶋 崎 嘉 夫 潮 田 智 信 小 林 貴美子 竹 間 幸 一 佐々木 由美子	現在、市が所有する等々力陸上競技場は、Ｊリーグ・川崎フロンターレのホームゲームをはじめ、陸上競技やアメリカンフットボールの国際大会が開催されるようになり、競技開催日には数多くの市民が競技場を訪れ、スタンドから盛大な声援を送っています。 しかしながら、等々力陸上競技場は建設時には現在のような使用規模が想定されていなかったため、大観衆を快適な環境で受け入れられる構造になっていません。老朽化も手伝って、非常に危険な状態です。 つきましては、等々力陸上競技場が川崎市のスポーツの聖地として、これからの川崎市を担っていく青少年が「いつかはここ『等々力』でプレーしたい」と夢を抱くような、老若男女すべての市民が愛着と誇りを持てる安全で快適なスタジアムになるよう、等々力陸上競技場の全面改修及びその周囲の施設・環境の速やかな改善を求めます。	環境委員会

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
49	20. 11. 27	所得税法第56条廃止の 意見書を国にあげるこ とに関する請願	幸区在住 川崎民商婦人部協議 会	竹 間 幸 一 山 口 和 子 猪 股 美 恵	私たち中小業者は、地域経済の担い手として営業を続けています。その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に参入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていません。 税法上では青色申告すれば、給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。 ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価しています。日本でも税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるために、所得税法第56条は廃止してほしいと願っています。 所得税法第56条を廃止するよう国に意見書をあげてください。	総務委員会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
109	20. 10. 6	川崎市施設・野川こども文化センタープレーパークの騒音等近隣住民に対する迷惑問題は正に関する陳情	宮前区在住者 ほか1名	私どもは野川こども文化センタープレーパークに隣接する住人です。約10年間、プレーパークで遊ぶ子どもたちのとてつもない声などを含む騒音、火炊きの煙等に日々悩まされています。 市として、子どもたちも近隣住民に迷惑をかけることなく伸び伸び遊び、私ども住人も日々の静かな環境で生活ができるように、こども文化センターの施設のあり方を考えていただきたく陳情いたします。 私どもとしましては、次のとおり陳情します。2の防音設備の設計につきましては、私どもも納得できる設備をお願いします。 1 野川こども文化センターの近隣に迷惑をかけない環境地への移転要求 2 プレーパークの騒音に対する防音設備の設置と煙の出る火炊きの禁止及び少なくとも週のうち2日のプレーパークの休日設置の要求	市民委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
110	20. 10. 31	時間外勤務手当（残業代）の大幅削減を求めることに関する陳情	中原区在住 川崎市行政監視機構	市財政は危機的状況にありながら、平成18年度に市民の血税から時間外勤務手当と称して、約31億円もの巨額な支出をしているが疑問を感じる。 平成20年度川崎市財政読本によれば、職員数は隣接の横浜市と比べてみると、川崎市は人口1,000人あたり8.15人、横浜市は5.69人であり、川崎市には過剰人員が配置されている。市民一人あたり職員人件費も横浜市より高いばかりでなく、市内に働く民間勤労者の平均を大幅に上回っている。このような状況で31億円もの残業代を支出することは、行政コストをかさ上げ、市民に負担と犠牲を強いるもので言語道断な所業と言わざるを得ない。 議員各位には月額報酬83万円と政務調査費45万円が市民の血税から支払われている。市財政の健全化を推進するため、市民の立場にたち、当該問題の是正改善に市議会として取り組んでくださることをお願い申し上げます。	総務委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
111	20. 10. 31	救急車使用の乱用防止策の制定に関する陳情	中原区在住 川崎市行政監視機構	昨今、救急車をタクシー代わりに利用する等、不ていのやからが続出し、真に必要としている人の生命が著しく危険な状態に至っている。救急車の乱用は不必要な財政負担増を招くばかりでなく、救急隊員を疲労困ぱいさせている。 真に救急車を必要としている人の生命を守るため、早急に効果的な乱用防止策の制定をお願いします。	健康福祉 委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
112	20. 11. 17	生活保護下における特定優良住宅の家賃に関する陳情	高津区在住者	川崎市特定優良住宅について、随時募集ということが分かりましたが、随時募集している事実（あるいは情報）はなく、放置されているかのごとく空き家があります。空き家にしておいたら、家賃を減免してでも入居を認めるのが本来だと通常は考えられます。 また、市営住宅の募集要項には「生活保護受給者」と明記されているにもかかわらず、応募はできるが入居はできないと明確な理由がなく断られました。 そして、川崎市住宅供給公社の収支に関する情報開示を求めましたが、いまだ開示されていません。 よって、次のとおり陳情します。 1 川崎市特定優良住宅入居中に生活保護状態となった場合、その家賃を生活保護から給付される金額まで減免してください。 2 川崎市特定優良住宅に入居中でも、一定の条件を満たすとき市営住宅への入居を認めてください。 3 住宅供給公社の収入支出その他の情報を開示してください。 4 上記1、2及び3を川崎市住宅供給公社に働きかけてください。	まちづくり委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
113	20. 11. 17	介護療養病床廃止中止を求める意見書提出を求める陳情	横浜市神奈川区在住 神奈川県保険医協会	一昨年の通常国会で「医療制度改革関連法」が成立し、介護療養病床を平成24年（2012年）3月末で廃止し、医療療養病床を大幅に削減することとしていましたが、都道府県医療費適正化計画における平成24年（2012年）度の療養病床の目標数は、現在の医療療養病床とほぼ同じ22万床に政策転換が図られることになりました。 しかし、介護療養病床廃止中止を求める声が大きく広がっていますが、いまだに中止には至っていません。 介護療養病床の廃止と医療療養病床の削減が決まってから、2年以上経過していますが、このまま介護療養病床が廃止されれば、どこにも行き場のない、いわゆる「医療難民」、「介護難民」が各地にあふれることは明らかなです。 つきましては、地域住民が、いつでも、どこでも安心して必要な医療と介護を受けられるようにするため、なにとぞ高配を賜りますようお願い申し上げます。 1 介護療養病床廃止の中止を求める意見書を政府に提出してください。	健康福祉 委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
114	20. 11. 25	「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」についての陳情	川崎区在住 川崎たばこ商業協同組合	市議会のおかれましても県で検討されております「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」に対し、県民、事業者等の意見について真しにご議論いただき、喫煙者、非喫煙者双方が共存できるバランスのとれた条例制定を実現していただきたく、県に対し、意見書を提出していただきますよう陳情いたします。	健康福祉 委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
115	20. 11. 25	東急電鉄株式会社「鷺沼四丁目マンション計画」についての陳情	宮前区在住 カトリック鷺沼教会 ほか 498 名	現在、東急電鉄株式会社が宮前区鷺沼四丁目に大型マンションの建設を計画しています。このマンションの敷地は私もカトリック鷺沼教会の隣接地にあり、現在の計画のままでは、教会として大きな影響を受けます。特に、マンションの建物と教会の建物の間隔が非常に狭いので、新しい住人の反対で通常の教会活動に支障を来す恐れがあり、また、将来の教会建て直し時に住人との間に摩擦が生じる可能性もあります。さらに、マンションの駐車場の出入り口が教会出入り口のごく近くにあり、車による人身事故発生の可能性があります。 そこで、教会として、「教会とマンションの間隔を広げ、広範な緩衝緑地帯を設けること」、「危険を回避するため、駐車場の出入り口を教会入り口から離れた位置にすること」、さらに、これらの要求を実現するために「部屋数を削減するなど現計画を根本的に見直すこと」を東急電鉄に要求しておりますが満足な回答が得られません。 つきましては、貴議会として上記状況をご理解の上、関連機関及び東急電鉄に対し、適切かつ厳格なご指導をいただきたく陳情いたします。	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
116	20. 11. 26	指定管理による公立保育園の民営化等にかかわる制度・仕組みの改善、及びエムケイグループ事業撤退に対する再発防止策の策定に関する陳情	宮前区在住 宮崎保育園保護者会 みやざき民営化対策委員会	私たち「みやざき民営化対策委員会」は宮崎保育園の保護者会並びに保護者の信任を得て、平成22年度4月からの宮崎保育園の民営化にあたって、行政と保護者をつなぐ組織として発足しました。宮崎保育園の民営化に対しては、行政当局との対話を重視しながら、現在、指定管理による民営化に必要な共通仕様書等の仕様決めを行っているところです。そのような中、エムケイグループの事業撤退により認可保育所等が川崎市においても相次いで閉鎖された事案は、指定管理による民営化を進める当事者としても重大な問題と認識しています。我々「みやざき民営化対策委員会」は、在園児のみならず川崎市で保育を希望するひとりでも多くの児童がよい環境で安心して保育を受けられるよう願うものとして、陳情を行うことにしました。 1 保育事業者選定における選定方法の改善を行ってください。 2 エムケイグループ事案の再発防止策の策定を早急に行ってください。 3 指定管理による公立保育園の民営化施策に対する改善を行ってください。	市民委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
117	20. 11. 27	旧県立川崎南高校におけるアスベスト除去及び解体工事に関する陳情	川崎区在住者	旧県立川崎南高校の解体業者「萬世」は、数々の違反、もしくは違法的な解体を行い、アスベストを飛散させ、はなはだ住民に対して不誠実な対応しか行わなかった結果、住民に不信感を与え、完全に信用を失った。 ついては、次のように信用を回復する努力を行うよう、市から申し入れるように要望する。 1 市の指針に違反し、かつ説明会とは違う工程の工事をただちに中止し、現状行われてきた、また行われようとしている工事に関する説明を行う。 2 住民と専門家による立入り調査を行い、国の勧告に沿った詳細な分析調査を行い、各々の箇所に関して除却計画書を策定する。 3 新しい下請けのアスベスト除却業者が決定した段階で、地域住民と協議し、アスベストの除却や解体方法に関しての協定書を作成する。 また、信用の回復が不可能な場合には工事をやめるように市から申し入れるよう要望する。	環境委員会